

## 市町村アンケート調査結果

市町村より狭域の範囲で活動する住民自治組織に関する実態調査

<趣旨> 市町村より狭域の範囲で活動する住民自治組織の現状を把握した上で、  
今後新たな事務を担うことの可能性を検討する。

市町村名	名称	構成範囲	内部組織	機関の身分 選任方法	委託事務	経費の支弁	条例・規則根拠 (設置年月日)	当該委託事務に関する 問題・課題点	当該委託事務に関する 組織からの要望・苦情
京都市	(市政協力 委員)  自治会・町 内会は自主 的な任意組 織であるた め、関与せ ず。	町単位 概ね50～ 100世帯 目安		非常勤特別職  市長が委嘱	・市民しんぶんを始めとする広報の配布 ・市民の要望の取り次ぎ等	1世帯当たり 30円/月	京都市市政協力 委員設置規則 (S28.6.4)	特になし	特になし
福知山市	自治会	町単位		非常勤の嘱託員に 準ずる者  住民の中から選出 された者又はこれ に準ずる者	・町籍簿の整理 ・現住調査 ・選挙権調査 ・市広報紙等 配布 ・未就学児童 生徒の連絡 ・保健衛生事 務の連絡等	自治会長報償として 均等割5,270 円/月 通信雑費270 円/月 世帯割100円/ 月・世帯 補助加算14,8 00円/年 組加算100円/ 年 距離補正あり	自治会長に対す る事務委嘱要綱 (S36.5.2)	特になし	市広報等の配布が増 大しており、回数及び 量の検討を依頼されて いる。

市町村名	名称	構成範囲	内部組織	機関の身分 選任方法	委託事務	経費の支弁	条例・規則根拠 (設置年月日)	当該委託事務に関する 問題・課題点	当該委託事務に関する 組織からの要望・苦情
舞鶴市	自治会 町内会 区	旧村集落部 では字の区 域を範囲と する組織が 多いが、市 街地部では 一字内に複 数の町内会 が存する場 合が多い。	役員(正副 会長、会 計、その他 役員)、 隣組	住民の自治組織で あるため、市の身 分上の位置付けや 関係はなく、当該 組織の総会等にお いて構成員による 選挙等により選任 される。	文書回覧・配 布依頼等市 からの依頼業 務は任意の 協力を前提と したものであ り、委託して いるものでは ない。	依頼業務執行 への謝礼・報償 の意味で自治 会長報償金を 支出。 年額 均等割8 千円 市街地 部640円 集落部1,020 円	なし 報奨金について も根拠はなく、予 算措置である。	・報償金額に係る市街 地と旧村部との差額の 根拠が曖昧 ・自治会への文書送付 は月1回を原則として いるが、例外となる文 書やその他依頼事項 が存在し、未統一と なっている。	市刊行物(市民生活ガ イド、総合計画冊子等) の自治会長を通じた全 戸配布が負担になって いる自治会がある。
綾部市	自治会 連合会	旧村単位	連長 副連長等 事務主事	連合会内で互選	・市広報紙等 の配布 ・各種事業へ の参加依頼	・補助金24,114 千円 ・会費等	なし	特になし	特になし
	自治会	町単位	自治会長等	住民による互選	・市広報紙等 の配布 ・各種事業へ の参加依頼 ・集金	・報償費15,028 千円 ・会費等	なし	特になし	特になし
宇治市	町内会 (自治 会)			なし	回覧及び各 戸配布	なし	なし	特になし	・町内会は、市の下部 組織ではない ・回覧文書等の送付時 期を集中させて欲しい
宮津市	自治会	部落単位	自治会長、 副会長、会 計等の役 員を置き、 規模に応じ た隣組で組 織	自治会構成員の選 挙、推薦、その他 の方法による	・広報紙の配 布 ・ちらしの各戸 配布、回覧 ・各種通知書、 申告書等の配 布と取りまとめ ・公的募金の 取りまとめ ・その他市の要 請に対する協 力	自治会、地 区自治連合 会に対して 報償金年間 総額 17,730千 円	なし	自治会未加入者の増 加に伴う円滑な行政運 営への影響	配布物の減量化等、協 力内容の軽減

市町村名	名称	構成範囲	内部組織	機関の身分 選任方法	委託事務	経費の支弁	条例・規則根拠 (設置年月日)	当該委託事務に関する 問題・課題点	当該委託事務に関する 組織からの要望・苦情
亀岡市	自治会	旧村等	会長-副会長-その他役員-区長-組長-住民  事務局 事務員、作業員	名誉職 各自治会での互選等  非常勤の公務員 市長が各自治会長等を自治委員に委嘱	広報紙等の配布、文書等の回覧 税務事務 敬老会事業	委託料総額 33,437千円 委託料総額 1,006千円 委託料総額 30,480千円 別途自治委員に対し、報酬支給	各自治会規約等による(S30.1.1。以後、町村合併、自治会発足等による)  亀岡市自治委員設置規則(S36.4.1)	・自治会未加入世帯への配布 ・自治会未加入世帯の増加 ・配布物の増加 自治会の一部末端組織において不参加	配布物が多い ・自治会未加入者の敬老会事業の対象者としている点について ・一部末端組織の不参加(非協力)
	自治会 連合会				粗大ゴミ処理 手数料納入済証販売	販売処理額に応じ支給			
城陽市	自治会	旧村落又は団地等が主体	自治会長、副会長、会計を置く	自治会長等役員は自治会内での選挙、話し合い、順番等で選出され、市は一切関係しない	自治会への市からの文書等の回覧・配布依頼(委託事務ではない) 公園管理委託、街灯管理委託	活動助成金として会員一人当たり200円に世帯数100人未満が22千円、100~200人未満が28千円、200人以上が34千円加算	なし	行政が考える好ましい住民自治(地域の課題は、地域住民自らが考え、自らが解決)と現時点で地域住民が望む住民の役割や行政の役割に大きなギャップが生じている。	各課から回覧文書や配布文書がばらばらに自治会長に届けられるため、市の窓口を統一出来ないのかとの要望がある。 公園管理委託、街灯管理委託については、住民の高齢化や自治会協力が得られない状況等から市で管理して欲しいとの要望強い。
向日市	区長 (自治会長)	行政区 単位	区長・副区長・会計・会計監査他役員数名をおく  事務員(用務員)各1名	・区長は住民の選挙、推薦による ・事務員(用務員)は各区にて雇用	・文書の回覧、各戸配付 ・各種事業への参加、協力 ・要望取次、調整 ・諸連絡	市から年総額 ・区長謝金 2,960千円 ・事務員・用務員謝金 10,636千円 ・各区へ自治振興費 21,322千円	向日市自治振興補助金交付規則(S56.6.10)	・単身アパート・マンション等新興住宅の自治会未加入者の増加 ・自治会の世話役(当番)を拒否する世帯の増加	・自治振興補助金の増額要望
長岡京市	自治会	町単位 (市街地) 旧町区単位	会長、副会長、会計	各会内の推薦による	回覧文書、ポスター掲示、公園清掃、敬老事業、各種募金、分別収集、立ち番	市政協力員として年10,992千円	なし	未加入地域、未加入世帯に対する業務の公平化	自治会加入率低下による業務の負担増

市町村名	名称	構成範囲	内部組織	機関の身分 選任方法	委託事務	経費の支弁	条例・規則根拠 (設置年月日)	当該委託事務に関する 問題・課題点	当該委託事務に関する 組織からの要望・苦情
八幡市	区 自治会 町内会	集落単位 又は 団地単位	区長・自治 会長の下 に班組織	名誉職  住民組織の中からの 立候補又は推薦	・市政周知、伝達 及び行事等への 協力に関すること ・広報板管理 ・社会福祉協議 会の会員募集等 住民福祉向上に 関すること ・地域環境整備 ・歳末たすけあい 募金運動 ・その他、該当 区、自治会のみ 公園清掃	左記委託内 容にて(公園 清掃除く) 区、自治会と 契約を交わ し、報償費 450円/世帯	なし 八幡市区長等設 置規則 (S61.3.31廃 止)	歳末たすけあい募金運 動のみが委託事務の 中に入っているが、実 際にはその他募金(日 赤社資、共同募金)も 取り組んでもらってい る。 その分を含めた委託契 約を交わし、報償費 アップが必要と考える。	地域福祉の向上につ いては、自治組織とし て取り組んでいく必要 を感じるが、社会福祉 協議会の会員募集に ついては自治組織が 取り組むのには疑問が ある。
京田辺市	(市政協 力員)	市内の 区、自治 会		・非常勤の特別職 ・区長、自治会長 又はこれに相当す る者で区、自治会 が推薦した者を市 長が委嘱	・住民との相 互連絡 ・広報紙等 の配布	報酬月額 61,000円 以内	京田辺市の市政 協力員の設置に 関する条例 (S39.4.1)	特になし	一部の自治会から広報 等の配布を業者へ委 託するよう要望が出て いる。
大山崎町	町内会 (自治会)	地域単位	町内会(自 治会)の下 に各班を置 く	各町内会・自治会 の地域住民の推薦 による届出	町長その他 の行政機関 の行政に協 力する	町内会長、自治 会長に区域の 世帯数に230 円を乗じて得た 額。 町内会、自治会 には23千円の 事務費	行政協力員の報 償金等の支給に 関する規程 (S44.3.20)	特になし	特になし
久御山町	自治会	集落単位	自治会の 下に班を置 く	・非常勤の特別職 ・各自治会から選 出された者を町長 が委嘱	・諸通知の 伝達、諸書 類の配布収 集 ・要望の取り 次ぎ	報酬年額 114,000円 町政協力費 1世帯当たり 1,500円	久御山町自治会 の設置に関する 規則 (S56.9.7)	特になし	特になし

市町村名	名称	構成範囲	内部組織	機関の身分 選任方法	委託事務	経費の支弁	条例・規則根拠 (設置年月日)	当該委託事務に関する 問題・課題点	当該委託事務に関する 組織からの要望・苦情
井手町	町内会	行政区 単位	区長、副区 長の下に 隣組長を置 く	名誉職 区長は区民の選挙 及び区民の推薦に より選出	・町広報紙、 回覧文書の 配布 ・住民の要 望取り次ぎ ・町からの事 務連絡	区長報償 (年間) 区長 63千円 副区長 27千円	なし	配布物の量の改善	特になし
宇治田原町	区・自治会	区(大字) 単位	区長、副区 長、会計 各1名 班(組)長	町長は、区等から 選ばれた代表者を 区長として認定	・諸通知の伝 達及び諸書類 の配布収集 ・地域住民の 要望の取り次 ぎ ・住民防災活 動 ・町政の普及 高揚等	区長報償(年額) 200,000円(均 等割)+10,000 円~250,000円 (世帯割) 区等活動補助金 (年額) 100,000円(均 等割)+世帯数× 2,400円	宇治田原町の区 及び自治会の設 置及び運営並び に区長報償及び 区等活動補助金 の交付に関する規 則 (H8.3.25)	行政側からの伝達事項 取り次ぎ及び自治会側 からの要望等に終始す ることが多く、本来のコ ミュニティ活動的な発 展が育ちにくい。	区長の事務量が多す ぎる(各種会議・大会等 への出席や行政側から の伝達事項や調整事 項が多い)。
山城町	地区長	地域単位	地区長1名、 副地区長1 又は2名	各地区より推薦さ れた者を町長が委 嘱	役場事務の 連絡 広報紙等の 配布	年額 地区長 基本額 105千円、1世 帯当たり780円 加算 副地区長 40 千円	山城町地区長設 置規則 (S34.4.1)	特になし	特になし
	区長	区単位	区長、副区 長各1名	区長、副区長は関 係区域内から推薦 し、町長が選任	・諸通知の伝 達及び資料の 収集 ・町政の普及 徹底 ・町民の要望 の取りまとめ ・町施設の管 理	年額 区長 230千円 副区長 105千円	区長設置条例 (S35.3.28)	特になし	特になし

市町村名	名称	構成範囲	内部組織	機関の身分 選任方法	委託事務	経費の支弁	条例・規則根拠 (設置年月日)	当該委託事務に関する 問題・課題点	当該委託事務に関する 組織からの要望・苦情
木津町	町総代	自治会 (町内会) 単位	1名	各組織内で選出	毎月発行する 広報紙の 配布	年額 500円/戸	なし	民間委託による広報紙 配布を検討中。 その場合、自治会運営 費の収入源となること から別途補助対象事業 の創設が課題。	民間委託決定後にお いて、一部自治会等か ら自治会等による広報 紙配布の存続を求めら れる可能性がある。
	区連絡員	特定の区 単位	1名	区内で選出	毎月発行する 広報紙の 隣組単位へ の分配	年額 基本額48千 円 + 組数 × 1千円	なし		
	区	区単位				年額補助金 総額700円 × 町内全世帯数 を均等割(253 千円) 世帯数割(約2 00円)で按分し た額	なし	特になし	特になし
	該当区	区単位			駐輪場の管 理	年額補助金 10千円	なし	特になし	特になし
	該当区 及び該 当自治 会の小 組	区、自治 会、隣(小) 組単位			樋門の監視 委託	年額 20千円 ~ 134千円	なし	特になし	特になし

市町村名	名称	構成範囲	内部組織	機関の身分 選任方法	委託事務	経費の支弁	条例・規則根拠 (設置年月日)	当該委託事務に関する 問題・課題点	当該委託事務に関する 組織からの要望・苦情
	該当区	区単位			児童遊園の 清掃等維持 管理	委託料年額 5千円～ 20千円	なし	特になし	特になし
	該当自治会	自治会単位			古紙回収の 実施と実績 報告	年額補助金 収集量に応 じ、5円/kg	古紙回収事業実 施補助金交付要 綱 (H3.12.20)	特になし	特になし
	該当区 及び該当自治 会	区、自治 会単位			ペットボト ル、紙パッ ク回収容器の 設置及び撤 去	年額 6千円/ヶ所	なし	特になし	特になし
	区長	区単位			墓地管理	年額 5千円/墓地	なし	特になし	特になし
	該当区 及び該当自治 会	区、自治 会単位			文化財保全 史跡、名所 保全	年額補助金 10千円～ 15千円	文化財補助金交 付要綱 (H5.3.23)	特になし	特になし

市町村名	名称	構成範囲	内部組織	機関の身分 選任方法	委託事務	経費の支弁	条例・規則根拠 (設置年月日)	当該委託事務に関する 問題・課題点	当該委託事務に関する 組織からの要望・苦情
	該当区	区単位			伝統行事 振興	年額補助金 8千円	なし	特になし	特になし
加茂町	区長	区 (部落単位)	区長、副区 長各1人	区ごとに選出され た者を町長が委嘱	・役場の事務 連絡 ・文書の配 布、回覧	区長、副区 長謝礼 7,575千円	区長等設置に関 する規則 (S57.9.22)	小規模の区において、 人口減による役員選出 の困難性	区長委嘱については、 一部から廃止して欲し いという要望がある
笠置町	(笠置町 政協力 委員)	集落(区) 単位		町長が委嘱	役場事務の 連絡 文書の回覧	年額 105千円	笠置町政協力委 員設置規則 (S35.9.19)	事務連絡、文書回覧等 複雑多岐にわたる事務 の合理化等	特になし
和束町	区	集落(大 字)単位	区長、代理 区長、評議 員、組長	区長以下役員は、 区内で選挙等によ り選任される 区長には、町の区 長として町長が委 嘱 非常勤特別職	役場事務 の連絡 文書回覧	区長報酬 均等割130 千円 戸数割500 円/戸 文書広報 配布手数料 300円/戸	和束町区長設置 条例 (S47.3.22)	人口の高齢化に伴い 組織の弱体化が進行し ている	行政からの配布物が多 い。 配布日を減らして欲し い。
精華町	(町政協 力員(補 助員))	自治会 単位	自治会の 内部組織と して隣組 (班)がある	・特別職に属する 非常勤職員 ・各自治会に適任 者の推薦を依頼し 町長が委嘱	・諸通知の 伝達(広報 配布) ・町政の普 及徹底 ・住民との相 互連絡	年額 町政協力員 100千円+ 470円×世帯 数 町政協力補助 員 28千円+ 160円×世帯 数	精華町町政協力 員等設置に関す る規則 (S51.1.23)	町政協力員の大部分が各 地域の自治会長であるのが 実態で、その職務が町と地 域とのパイプ役であるため、 地域に精通したその会長が 就任しているが、自治会が 時として町に対する圧力団 体となり得る性質上、相反す る立場の職を同一人物が兼 務する形になっている。	開発地域においては、会 長や役員の大半が若く、 仕事を持っており、その 両立が困難である。 そのため、平日開催の会 議への参加や担当職員 との面会等が少なく意思 疎通が図りづらい。

市町村名	名称	構成範囲	内部組織	機関の身分 選任方法	委託事務	経費の支弁	条例・規則根拠 (設置年月日)	当該委託事務に関する 問題・課題点	当該委託事務に関する 組織からの要望・苦情
南山城村	区長 自治会長	部落単位	区長、副区 長、会計 各1名	名誉職 選挙による	・役場の事 務連絡 ・文書の配 布、回覧	総額 約3,000千 円	なし	特になし	特になし
京北町	区長	集落(区) 単位	大方の区に おいて 区長、副区 長、会計各1 名、その他 数名の役員	非常勤の特別職 各区において選挙 (選考)された者を 町長が任命	・事務連絡 ・広報紙等 の配布	均等割、世 帯割、距離 割により算出 年額120千 円以内	京北町区長設置 規則 (S30.3.1)	・過疎化・高齢化に伴う 役員の固定化 ・配布期限等が法律で 定められているもの(選 挙公報等)の取扱い	町が発行する印刷物の 電子化
美山町	区長	部落単位	区長の下 に役員数 名	・名誉職 ・区長は部落で選 挙される	・町からの事 務連絡 ・文書・口頭	区長報酬 均等割12千円 900円/世帯 350円/km	なし	各区長については、高 齢化していく一方で区 長選出に苦労している 集落がある。	特になし
	振興会	旧村単位	会長の下 に役員、委 員	・名誉職 ・会長は振興会委 員の中から選出さ れる	町の窓口事 務、住民要 望の掌握	各振興会へ 1,500千円	なし		
園部町	区	集落単位	区長、副区 長、組、各 委員会	住民の互選の上、 町長が委嘱	・役場事務 の連絡調整 ・文書配布、 回覧 他	行政事務委託 料として年額 均等割17,50 0円 世帯割300円	園部町区長設置 条例 (S30.7.15)	・人口が20人に満たない 区から600人を超える区 まであり、人口格差が大 きい。 ・役員の任期が1年である ため、行政に不慣れな人 が多い。	特になし
八木町	(町政協 力員)	行政区単 位 (45地区)	区長、代理 区長、隣組 長(ただし、代 理区長は 一部のみ)	各地区代表者を町 長が委嘱	町からの事 務連絡、文 書配布他	委託料として 年間 4,489千円 (45地区)	八木町町政協力 員設置規則 (S47.4.20)	特になし	特になし

市町村名	名称	構成範囲	内部組織	機関の身分 選任方法	委託事務	経費の支弁	条例・規則根拠 (設置年月日)	当該委託事務に関する 問題・課題点	当該委託事務に関する 組織からの要望・苦情
丹波町	区長	集落単位	区長、副区 長、会計各 1名	各集落からの推薦	・役場事務 の連絡 ・文書回覧	報酬 均等割45千円 戸数割960円  役務費 均等割30千円 世帯割840円	なし	特になし	特になし
日吉町	(駐在員 (町政協 力員))	区単位  区によって は、1区数 名の駐在 員の場合 もある。	駐在員の 下に隣組 長	各地区から推薦さ れた者を町長が委 嘱	・町広報、文 書等の各戸 配布 ・住民との相 互連絡	報酬年額 均等割22千 円 戸数割 1,100円	なし	新住民等、区に加入し ない住民が増え、行政 との連絡等調整が出来 ない場合がある。	・行政情報が年々増加 する傾向から各戸への 配布物が大量となる。 ・新住民の把握が出来 ない場合があり、連絡 が取れないことが多 い。
瑞穂町	区長	集落単位	区長1名、 副区長、会 計、他各種 係	各集落の総会にて 推薦又は選挙によ り決定	・連絡事務 の処理 ・文書・回 覧、有線 ・その他区 内の取りまと め	均等割50千 円 戸数割1,20 0円	なし	戸数に格差があり、取 りまとめに苦慮する区 がある。	町各部局からの書類、 配布資料が多い。
和知町	区長	区単位	区長1名、 副区長、書 記、区会議 員数名、 他各種委員 (税務協力 員、衛生委 員等)	名誉職  選挙による	役場事務連 絡 徴税事務に 関する協力 文書回覧	区長報酬 10千円  行政事務委 託料 平均90千円	なし	区の規模等の違いによ り事務量に差が生じて いる。	文書、配布物、回覧等 が多く事務量が増大で あるため、文書等の簡 素化、合理化が望まれ ている。

市町村名	名称	構成範囲	内部組織	機関の身分 選任方法	委託事務	経費の支弁	条例・規則根拠 (設置年月日)	当該委託事務に関する 問題・課題点	当該委託事務に関する 組織からの要望・苦情
三和町	区	旧部落 単位	平均10世帯程度で隣組を構成	区長、副区長、会計、体育委員等、区により独自性があるが、原則選挙による	一部の区に集落センター(町設置)の管理委託、税等納付書、広報紙等配布委託	行政協力員(区長)、副行政協力員(副区長)、組長にそれぞれ協力費支弁	三和町行政協力員の設置に関する条例(S55.2.22)	近年、新規転入者で区組織に加入しない世帯が増え、配布物等を直送する割合が増えている。また、税等納付書の配布を委託することにも批判が多くなっている。	行政や関連団体からの配布物が多すぎる。
夜久野町	(行政協力員)	部落単位	区長、副区長、税務委員、農産部長、林業部長、社会福祉部長、体育委員、健康づくり推進委員	各部落において選出	・役場事務の連絡 ・文書回覧	世帯割1,820円 均等割66,000円	行政協力員の設置等に関する条例(S54.6.27)  行政協力員の設置等に関する条例施行規則(S54.6.27)	高齢化・過疎化が進み、自治会組織としての機能を果たさなくなっている。	高齢化等が進んでいるので、可能であれば郵送でお願いしたいとの要望がある。
大江町	公民館長	旧村単位	館長、主事、文化・体育・産業・婦人等各部長1人ずつ	館長、主事は区長会で選出 その他は各区で選出	・地区敬老会 ・公民館祭を始め各部署で様々な事業を実施	7公民館へ総額敬老会委託5,400千円 事業運営委託5,390千円 館長・主事手当2,100千円	大江町公民館設置及び管理に関する条例(S26.5.13)	特に体育関係の事業が多く(町・体育協会主催だけで9種目)、独自の取組が十分出来ない。	施設の老朽化対策
	区長	部落単位	区長、副区長、農事、会計各1人、組長若干名	住民が互選	・役場事務連絡 ・文書の回覧、配布 ・各種募金、共済の取扱い	年間報酬均等割70,000円 世帯割1,200円	なし	任期が暦年の1年交替であるため、継続事業等で支障がある。	年々、配布文書が増えている。

市町村名	名称	構成範囲	内部組織	機関の身分 選任方法	委託事務	経費の支弁	条例・規則根拠 (設置年月日)	当該委託事務に関する 問題・課題点	当該委託事務に関する 組織からの要望・苦情
加悦町	区長 (町政協力委員)	地区単位	区長、副区長、会計、区議員、その他役員	名誉職 区長は各地区において選出	・諸通知の伝達、書類の配布回収 ・町政の普及徹底 ・町民の要望の取りまとめ、伝達	10地区へ年 3,700千円	加悦町町政協力委員設置規則 (S43.4.8)	近年の社会情勢により、区長の選任が困難になっている。	配布物の量が多い。月2回依頼しているが、土日に配布出来るよう届けて欲しい。
岩滝町	自治会	旧村単位 (一部細分化)	区長の下に数部	区長は選挙による	文書の配布、収集	委託料 60千円	なし	各地区・隣組により文書の到達日が異なる。	配布枚数の誤り。
伊根町	区長	区単位	区長1人 副区長1~2人	各区から推薦された者	役場からの連絡事務の処理	1,947千円	区長の設置及び自治行政区域に関する規則 (H5.3.30)	事務連絡依頼が各種団体からもあり、行政のみでとどまらない。	各種団体からもいろいろ事務連絡、配布物等があるため、発送日等をまとめて欲しい。
野田川町	自治区	部落 又は 旧村単位	区長1名、副区長1~2名 区役員若干名	区長は選挙による	・町からの簡易委託事務の処理 ・文書の回覧 ・区固有事務の処理	区長報酬 年1,680千円 区運営費補助金 年3,070千円	なし	近年は、自治体事務そのものが膨大なものになっており、町から区への委託事務も年々増加傾向にある。	区からは行政からの下請け機関ではないとの苦情が指摘されている。
峰山町	区	行政区単位	区長、区長代理者各1名、以下の組織は区により異なる	区長は名誉職 区から届出のあった者を町長が委嘱	・町広報等の配布、回覧 ・周知事項の連絡、調整 ・町民要望の取りまとめ、取り次ぎ ・町諸機関との調整、連携 ・その他町長が特に必要と認めた事項	町政協力費 (H13) 23,736千円	峰山町の区及び区長等の設置に関する条例 (H5.3.31) 峰山町の区及び区長等の設置に関する条例施行規則 (H5.3.31)	特になし	特になし

市町村名	名称	構成範囲	内部組織	機関の身分 選任方法	委託事務	経費の支弁	条例・規則根拠 (設置年月日)	当該委託事務に関する 問題・課題点	当該委託事務に関する 組織からの要望・苦情
大宮町	自治会	地区単位		非常勤 推薦又は選挙	・役場事務 の連絡 ・文書配布 回覧	事務委託料 1,600千 円 用務員賃金 180千円	なし	文書量の多寡	特になし
網野町	区長	地区単位 (地縁団 体)	各区によっ て様々	選挙等により役員 を決定	・選挙公報 を始め町広 報紙等の配 布 ・連絡事項 の周知等	報償費 区長1人当 たり25,000 円、1世帯当 たり3,800円 を基礎として 算定し各区へ 支払う	なし	地縁による団体である が、近年加入されない 世帯が増えてきてお り、行政からのお知らせ が各世帯に届きにく くなっている。	町からの金銭的支援の 拡大、配布物の削減
丹後町	区長	地区単位	区長、副区 長各1人 他、集落に より数名の 役員を置く	区長は、各区にお いて選挙し、町長 が委嘱	・役場からの 連絡事項、 文書配布等 の処理 ・地区内固 有の事務処 理	7,639千円	なし	特になし	特になし
弥栄町	自治区	集落	区長、土木 係、社寺係 各1人 評議員 若 干名	各部落において選 挙 選挙権は各世帯単 位	・役場連絡 事務の処理 ・広報他文 書配布 ・文書の回 覧	交付金として 10,974千 円交付	なし	町合併を控え、現在の 委託事務を抜本的に 見直さなければなら ない。	配布物の増加による事 務量の増加
久美浜町	自治区	集落単位	部、隣組	区長等主要役員は 区民の選挙による	・連絡事項 の処理 ・文書の配 布、回覧	区長事務委託 料 1区当たり平 均年61,000 円 隣組長事務委 託料 1隣組当たり 平均年6,300 円 (H13実績)	なし	市町村合併を控え、重 要な調整項目の一つ である。	町の下部組織的な業 務が多く、本来の自治 区の用務と併せると多 忙過ぎる。